

山梨県肝がん検診事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、肝がんの予防、早期発見を目的とした「山梨県肝がん検診事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき市町村が実施する肝がん検診に要する経費に対して、予算の範囲内において補助するものとする。

なお、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、実施要領の規定に基づき実施した事業を対象とする。

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、次表の第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収支額を控除した額と第1欄に定める補助基準額とを比較していずれか少ない方の額に3分の1を乗じて得た額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 補助基準額	2 対象経費
3,180円×受診者数	肝がん検診を実施するために必要な次の費用 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

(交付申請)

第 4 条 市町村長が補助金の交付を受けようとするときは、規則第 4 条の規定に基づき別紙様式 1 の申請書に次に掲げる書類を添え、別に定める期日までに知事へ提出しなければならない。

- 1 所要額調書 (別紙 1)
- 2 事業計画書 (別紙 2)
- 3 支出予定額内訳表 (別紙 3)
- 4 歳入歳出予算 (見込) 書抄本 (別紙 4)
- 5 検診実施機関との委託契約書 (写)

(交付の条件)

第 5 条 補助金の交付の決定には、規則第 6 条第 1 項各号に定める条件のほか次の条件が付されるものとする。

- 1 当該補助事業に要する経費の 20 % を越える変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(補助金の変更等)

第 6 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式 2 の変更承認申請書に次に掲げる書類を添え、別に定める期日までに知事へ提出しなければならない。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

- 1 変更額調書 (別紙 5)
- 2 事業計画書 (別紙 2)
- 3 支出予定額内訳表 (別紙 3)
- 4 歳入歳出予算 (見込) 書抄本 (別紙 4)
- 5 検診実施機関との委託契約書 (写)

(概算払)

第 7 条 知事が必要と認めたときは、補助金の概算払いをすることができる。

- 2 補助金の概算払いを受けようとするときは、別紙様式 3 の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 市町村長は事業が完了したときは、規則第12条の規定に基づき別紙様式4の実績報告書に次に掲げる書類を添え、事業終了後1ヶ月以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事へ提出しなければならない。

- 1 精算額調書(別紙6)
- 2 事業実績報告書(別紙7)
- 3 支出済額内訳表(別紙8)
- 4 歳入歳出決算(見込)書抄本(別紙9)

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第6条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村に通知する。

附 則 この要綱は昭和62年 9月28日から施行する。

附 則 この要綱は平成 元年 5月23日から施行する。

附 則 この要綱は平成 5年 7月20日から施行する。

附 則 この要綱は平成10年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は平成15年 3月17日から施行する。